

Ashiya information

お知らせ

公共施設等の使用料・
手数料が変わりました

利用者負担の公平性を図るため、7月1日から一部の公共施設や手続きの使用料・手数料が変わりました。詳細は、各施設の窓口またはホームページで確認ください。ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 財政課 ☎38-2011

国民健康保険「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の交付

7月から健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちの方には「資格情報のお知らせ(70～74歳の方のみ)」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を送付します。マイナ保険証をお持ちの70歳未満の方には、新たな資格情報のお知らせの交付はありません。資格情報のお知らせをお持ちでない方や紛失等で再発行が必要な方は、窓口や郵送にて申請をしていただくことで発行が可能です。マイナ保険証をお持ちでない方には、全年齢を対象として、更新分の資格確認書を交付します。

ご自身がマイナ保険証をお持ちかどうかばマイナポータルFAQをご参照ください▶



【健康保険が変わった時は届け出が必要です】

勤務先の健康保険へ加入または脱退をしたときは、

必ず下記へ届け出が必要です。届け出がないと、保険料の金額や医療費の支払いに影響が出ます。

- 〈勤務先の健康保険に加入した時〉
- ・新しい健康保険の資格情報のお知らせまたは資格確認書(勤務先の健康保険へ加入した人全員分)
- 〈勤務先の健康保険を脱退した時〉
- ・健康保険資格喪失証明書

■問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

国民健康保険料の
料率の決定

ホームページ

国民健康保険料納額通知書を7月中旬に送付します。第1期の納期は7月31日(金)です。内容を確認し、納付してください。

【国民健康保険料】

世帯の年間保険料は①医療給付費分②後期高齢者支援金等分③介護納付金分(40歳以上65歳未満の人がいる世帯のみ)④子ども・子育て支援納付金分(令和8年度より新たに賦課)の4つを合計した額となります。

【令和8年度国民健康保険料率(※1)】

	①医療 給付費分	②後期高齢者 支援金等分	③介護 納付金分	④子ども・子育て 支援納付金分
平等割額 (1世帯あたり)	20,460円	8,640円	6,960円	780円
均等割額 (1人あたり)	33,480円	12,720円	13,920円	1,260円 (※2)
18歳以上 均等割額 (1人あたり)	---	---	---	60円
所得割額	7.6%	3.1%	2.8%	0.3%
賦課限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※1 所得割額の算定基礎となる所得は、前年分の所得金額から純損失を繰越控除し、さらに市民税の基礎控除(43万円)を差し引いた額です。

※2 子ども・子育て支援納付金分の均等割については、18歳未満の被保険者にはかかりません。

【保険料の減免】

失業で所得の減少などの理由により保険料を納めることが困難な事情が生じた人については、申請により保険料の減免を受けることができますので、ご相談ください。

【口座振替のご利用を】

保険料のお支払いは、便利な口座振替をおすすめします。申し込みは、保険課保険係へ。

【治療費や入院時食事代の減額】

災害や失業などにより生活保護基準に近い状況

であると認められるとき、医療機関窓口で支払う治療費が減免または徴収猶予される場合があります。また、世帯主と国保加入の世帯員全員が市民税非課税である場合、入院中の食事に要する費用が減額される場合がありますので、ご相談ください。

■問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

介護保険料
納入通知書の送付

ホームページ

介護保険料の納入通知書を7月中旬に送付します。保険料の算定額は、本人や家族の前年所得額等に応じて決定されます。

【令和8年度介護保険料に係る

算定基準の変更点(65歳以上)】

令和7年中の老齢基礎年金(満額)の支給額が変更され、第1段階・第4段階の対象となる条件の見直しが行われました。

〈第1段階・第4段階〉本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下(令和7年度までは80万9,000円)

【保険料の減免】

次の理由で介護保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

▶災害で大きな損害を受けたとき▶失業などで所得が著しく減少したとき▶低所得による生活困窮

【介護サービス利用者負担の減免】

災害等の特別な理由により介護サービス費用の負担が困難な方は、申請により利用者負担金の減免を受けることができます。

【居住費(滞在費)・食費の軽減】

低所得などの理由により、施設入所・ショートステイに係る居住費(滞在費)・食費の負担を軽減できる場合があります。

減免・軽減制度には条件がありますので、申請の前に下記へご相談ください。

■問い合わせ 高齢介護課 ☎38-2046

後期高齢者医療制度



ホームページ

保険料額決定通知書、資格確認書を送付します。

【保険料額決定通知書】

令和8年度保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。※6月以降に75歳になられた方や新たに加入された方には、8月以降に通知書を送付します。

福祉医療費助成制度

7月1日からの受給要件は、下表のとおりです。対象者へは6月末に受給者証を送付済み
※新たに受給者となる場合は申請が必要です

医療区分	対象	所得制限基準等【令和7年分所得】
高齢期移行助成	65歳になる月から70歳になる月までの人 (1日生まれの人は前月までを対象)	市民税が課税されていない世帯で、次のいずれかに当てはまる人 ◆世帯全員に所得がない人(年金収入の場合は82万6,500円以下) ◆受給者本人の年金収入と所得の合計が82万6,500円以下で、要介護2以上の認定を受けている人
乳幼児等医療費助成	0歳から小学校3年生修了前まで	所得制限なし
子ども医療費助成	小学校4年生から高校生相当の方まで※18歳になった後の3月31日まで高等学校等の在学有無は問わない	※1歳から中学校3年生までの方は、所得に応じて一部負担金が決まるため、保護者等の所得確認を行います。
母子家庭等医療費助成	◆母子・父子家庭等の父母とその児童◆父母と死別した児童等◆父母のいない児童を扶養する配偶者のいない養育者※いずれも児童が18歳になった後の3月31日まで	母等扶養義務者の扶養人数が0人の場合、所得が208万円未満 扶養人数が1人増えるごとに208万円に38万円を加算した額未満
障がい者医療費助成	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	受給者本人・配偶者・扶養義務者それぞれの市(区)町村民税所得割額が23万5,000円未満
高齢障がい者医療費助成	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	

医療機関・薬局の

適正受診にご協力を

お薬手帳を持参し薬のもらいすぎに注意しましょう。救急の場合を除き、できるだけ時間外・深夜・休日の受診は控えましょう。



ホームページ

問い合わせ 地域福祉課
福祉医療係 ☎38-2076

※所得制限基準等の詳細は右記へ